

別表 1 指定訪問・通所事業費単位数表

1 訪問介護サービス費（1月につき）

イ 訪問介護サービス費(Ⅰ)	1, 176 単位
ロ 訪問介護サービス費(Ⅱ)	2, 349 単位
ハ 訪問介護サービス費(Ⅲ)	3, 727 単位

注 1 利用者に対して、指定訪問介護サービス事業所（広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱（以下「基準要綱」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定訪問介護サービス（基準要綱第 4 条に規定する指定訪問介護サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 訪問介護サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画及び省令第 140 条の 62 の 5 第 3 項に規定する計画をいう。以下同じ。）において 1 週に 1 回程度の指定訪問介護サービスが必要とされた者
- ロ 訪問介護サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において 1 週に 2 回程度の指定訪問介護サービスが必要とされた者
- ハ 訪問介護サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画においてロに掲げる回数の程度を超える指定訪問介護サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる区分である者に限る。）

注 2 指定訪問介護サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護サービス事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定訪問介護サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由なく、指定訪問介護サービス事業所において、算定日が属する月の前六月間の利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の指定訪問介護サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定訪問介護サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の

８８に相当する単位数を算定する。

注３ 厚生労働大臣が定める地域（平成２４年厚生労働省告示第１２０号）に規定する地域に所在する指定訪問介護サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護サービスを行った場合は、特別地域訪問介護サービス加算として、１月につき所定単位数の１００分の１５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注４ 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２１年厚生労働省告示第８３号）第１号に規定する地域に所在し、かつ、１月当たり実利用者数が５人以下である指定訪問介護サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護サービスを行った場合は、１月につき所定単位数の１００分１０に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注５ 指定訪問介護サービス事業所の訪問介護員等が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２１年厚生労働省告示第８３号）第２号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要綱第２７条第５号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定訪問介護サービスを行った場合は、１月につき所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注６ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護サービス費は、算定しない。

注７ 利用者が一の指定訪問介護サービス事業所において指定訪問介護サービスを受けている間は、当該指定訪問介護サービス事業所以外の指定訪問介護サービス事業所が指定訪問介護サービスを行った場合に、訪問介護サービス費は、算定しない。また、利用者が指定生活援助特化型訪問サービス事業所において指定生活援助特化型訪問サービスを受けている間は、指定訪問介護サービス事業所が指定訪問介護サービスを行った場合に、訪問介護サービス費は算定しない。

注８ 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において訪問介護サービス費は算定しない。

注９ 次に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

（一） 指定訪問介護サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委

員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(二) 指定訪問介護サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(三) 指定訪問介護サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(四) (一)から(三)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

注10 次に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。

(一) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

(二) 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。

(三) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

ニ 初回加算 200単位

注 指定訪問介護サービス事業所において、新規に訪問介護サービス計画（基準要綱第42条第2号に規定する訪問介護サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護サービスを行った日の属する月に指定訪問介護サービスを行った場合又は当該指定訪問介護サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護サービスを行った日の属する月に指定訪問介護サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又は

リハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護サービス計画を作成し、当該訪問介護サービス計画に基づく指定訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問介護サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護サービス計画に基づく指定訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該指定訪問介護サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

へ 口腔連携強化加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の4第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(一) 指定訪問介護サービス事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」という。）の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り

決めていること。

(二) 次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、介護予防居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の介護予防居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定介護予防居宅療養管理指導事業所（指定介護予防サービス基準第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）が歯科医師又は歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導費を算定していること。
- (イ) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。

ト 介護職員等処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからへまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからへまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからへまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからへまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからへまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからへまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからへまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからへまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからへまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからへまでにより算定した単位数の1000分の

の 139 に相当する単位数

(15) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数

(16) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数

(17) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数

(18) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数

注 1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(2)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(ア) 当該指定訪問介護サービス事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

(イ) 当該指定訪問介護サービス事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと

(二) 当該指定訪問介護サービス事業所において、(一)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。

(三) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。

(四) 当該指定訪問介護サービス事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。

- (五) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (六) 当該指定訪問介護サービス事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (七) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (ア) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - (イ) (ア)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (ウ) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (エ) (ウ)について、全ての介護職員に周知していること。
 - (オ) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - (カ) (オ)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (八) (二)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (九) (八)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- (十) 併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。

注2 (2)については、注1(一)から(九)までに掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)又は(3)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

注3 (3)については、注1の(一)(ア)及び(二)から(八)までに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)、(2)又は(4)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

注4 (4)については、注1の(一)(ア)、(二)から(六)まで、(七)(ア)から(エ)まで、及び(八)に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(3)又は(5)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

注5 (5)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(4)又は(6)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十六号）による改正前の基準要綱の指定訪問・通所事業費単位数表（以下「旧基準要綱単位数表」という。）の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(二) 注1の(一)(イ)及び(二)から(十)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

注6 (6)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(5)又は(7)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(二) 注1の(一)(イ)、(二)から(六)まで、(七)(ア)から(エ)まで、(八)から(十)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

注7 (7)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(6)又は(8)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(二) 注1の(一)(イ)、(二)から(九)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

注8 (8)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(7)又は(9)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(二) 注1の(一)(イ)、(二)から(六)まで、(七)(ア)から(エ)まで、(八)及び(九)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

注9 (9)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(8)又は(10)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(二) 注1の(一)(イ)、(二)から(六)まで、(七)(ア)から(エ)まで、(八)から(十)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

注10 (10)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(9)又は(11)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(二) 注1の(一)(イ)、(二)から(六)まで、(七)(ア)から(エ)まで、(八)及び(九)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

注11 (11)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(10)又は(12)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費

における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(二) 注1の(一)(イ)、(二)から(六)まで、(八)から(十)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(三) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

注12 (12)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(11)又は(13)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合には、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(二) 注1の(一)((ア)及び(イ)に係る部分を除く。)及び(二)から(八)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

注13 (13)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(12)又は(14)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合には、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(二) 注1の(一)(イ)、(二)から(六)まで、(八)及び(九)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(三) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金

に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

注14 (14)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(13)又は(15)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(二) 注1の(一)(イ)、(二)から(六)まで、(八)から(十)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(三) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

注15 (15)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(14)又は(16)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(二) 注1の(一)((ア)及び(イ)に係る部分を除く。)、(二)から(六)まで、(七)(ア)

から(エ)まで及び(八)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

注16 (16)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(15)又は(17)から(18)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(二) 注1の(一)(イ)、(二)から(六)まで、(八)及び(九)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(三) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

注17 (17)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(16)又は(18)のいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。

(二) 注1の(一)((ア)及び(イ)に係る部分を除く。)、(二)から(六)まで及び(八)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(三) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知しているこ

と。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。

注18 (18)については、令和7年3月31日までの間、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、指定訪問介護サービスを行った場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、(1)から(17)までのいずれかの加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 令和6年5月31日において現に旧基準要綱単位数表の訪問介護サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(二) 注1の(一)((ア)及び(イ)に係る部分を除く。)、(二)から(六)まで及び(八)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(三) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の任用における職責又は職務内件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(イ) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。

2 生活援助特化型訪問サービス費（1月につき）

イ 生活援助特化型訪問サービス費(Ⅰ)	990単位
ロ 生活援助特化型訪問サービス費(Ⅱ)	1,977単位
ハ 生活援助特化型訪問サービス費(Ⅲ)	3,136単位

注1 利用者に対して、指定生活援助特化型訪問サービス事業所（基準要綱第45条第1項に規定する指定生活援助特化型訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の生活援助員等（同項に規定する生活援助員等をいう。以下同じ。）が、指定生活援助特化型訪問サービス（基準要綱第44条に規定する指定生活援助特化型訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 生活援助特化型訪問サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画において1週に

- 1 回程度の指定生活援助特化型訪問サービスが必要とされた者
- ロ 生活援助特化型訪問サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画において 1 週に 2 回程度の指定生活援助特化型訪問サービスが必要とされた者
- ハ 生活援助特化型訪問サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画においてロに掲げる回数の程度を超える指定生活援助特化型訪問サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる区分である者に限る。）

注 2 指定生活援助特化型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定生活援助特化型訪問サービス事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定生活援助特化型訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定生活援助特化型訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対し、指定生活援助特化型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定し、指定生活援助特化型訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定生活援助特化型訪問サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由なく、指定生活援助特化型訪問サービス事業所において、算定日が属する月の前六月間の利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の割合が 100 分の 90 以上の指定生活援助特化型訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定生活援助特化型訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定生活援助特化型訪問サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 88 に相当する単位数を算定する。

注 3 厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号）に規定する地域に所在する指定生活援助特化型訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の生活援助員等が指定生活援助特化型訪問サービスを行った場合は、特別地域生活援助特化型訪問サービス加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 4 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）第 1 号に規定する地域に所在し、かつ、1 月当たり実利用者数が 5 人以下である指定生活援助特化型訪問サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所

の生活援助員等が指定生活援助特化型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 指定生活援助特化型訪問サービス事業所の生活援助員等が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要綱第48条において準用する第27条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定生活援助特化型訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活援助特化型訪問サービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定生活援助特化型訪問サービス事業所において指定生活援助特化型訪問サービスを受けている間は、当該指定生活援助特化型訪問サービス事業所以外の指定生活援助特化型訪問サービス事業所が指定生活援助特化型訪問サービスを行った場合に、生活援助特化型訪問サービス費は、算定しない。また、利用者が指定訪問介護サービス事業所において指定訪問介護サービスを受けている間は、指定生活援助特化型訪問サービス事業所が指定生活援助特化型訪問サービスを行った場合に、生活援助特化型訪問サービス費は算定しない。

注8 次に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- (一) 指定生活援助特化型訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、生活援助員等に周知徹底を図ること。
- (二) 指定生活援助特化型訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (三) 指定生活援助特化型訪問サービス事業所において、生活援助員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (四) イからハに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

注9 次に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、令和7年3月31日までの間は、適用しない。

- (一) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活援助特化型訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再

開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

（二）生活援助員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

（三）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

ニ 初回加算 200単位

注 指定生活援助特化型訪問サービス事業所において、新規に生活援助特化型訪問サービス計画（基準要綱第49条において読み替えて準用する第42条第2号に規定する生活援助特化型訪問サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、訪問事業責任者（基準要綱第45条第3項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定生活援助特化型訪問サービスを行った日の属する月に指定生活援助特化型訪問サービスを行った場合又は当該指定生活援助特化型訪問サービス事業所のその他の生活援助員等が初回若しくは初回の指定生活援助特化型訪問サービスを行った日の属する月に指定生活援助特化型訪問サービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 生活機能向上連携加算

（1）生活機能向上連携加算 100単位

（2）生活機能向上連携加算 200単位

注1 （1）について、訪問事業責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした生活援助特化型訪問サービス計画を作成し、当該生活援助特化型訪問サービス計画に基づく指定生活援助特化型訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定生活援助特化型訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 （2）について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に訪問事業責任者が同行し、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした生活援助特化型訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該生活援助特化型訪問サービス計画に基づく指定生活援助特化型訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定生活援助特化型訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月に

つき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

へ 口腔連携強化加算 50単位

注 1への注を準用する。

ト 介護職員等処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからへまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからへまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからへまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからへまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからへまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからへまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからへまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからへまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからへまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからへまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからへまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (15) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからへまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (16) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからへまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (17) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからへまでにより算定した単位数の1000分の

の 100 に相当する単位数

- (18) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからへまでにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数

注 1 トの注 1 から 18 までを準用する。

3 1 日型デイサービス費（1 月につき）

イ 1 日型デイサービス費

(1) 事業対象者・要支援 1

- (一) 1 日型デイサービス費(I) 1, 798 単位

(2) 要支援 2

- (二) 1 日型デイサービス費(II) 1, 798 単位

- (三) 1 日型デイサービス費(III) 3, 621 単位

注 1 基準要綱第 51 条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定 1 日型デイサービス事業所（基準要綱第 51 条第 1 項に規定する指定 1 日型デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定 1 日型デイサービス（基準要綱第 50 条に規定する指定 1 日型デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、指定 1 日型デイサービスの月平均の利用者の数（指定 1 日型デイサービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定 1 日型デイサービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス基準第 92 条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定 1 日型デイサービスの利用者の数及び指定通所介護等の利用者の数の合計数）が基準要綱第 56 条第 4 号に規定する運営規程に定められている利用定員を超える場合又は看護職員若しくは介護職の員数が基準要綱第 51 条に規定する員数に満たない場合は、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を用いて、この要綱の例により算定する。

- (一) 1 日型デイサービス費(I) 介護予防サービス計画において 1 週に 1 回程度の指定 1 日型デイサービスが必要とされた者
- (二) 1 日型デイサービス費(II) 介護予防サービス計画において 1 週に 1 回程度の指定 1 日型デイサービスが必要とされた者
- (三) 1 日型デイサービス費(III) 介護予防サービス計画において 1 週に 2 回程度の指定 1 日型デイサービスが必要とされた者

注2 指定1日型デイサービス事業所の1日型デイサービス従業者（基準要綱第51条第1項に規定する1日型デイサービス従業者をいう。）が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要綱第56条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定1日型デイサービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 受け入れた若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定1日型デイサービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定1日型デイサービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、1日型デイサービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定1日型デイサービス事業所において指定1日型デイサービスを受けている間は、当該指定1日型デイサービス事業所以外の指定1日型デイサービス事業所が指定1日型デイサービスを行った場合に、1日型デイサービス費は、算定しない。また、利用者が指定短時間型デイサービス事業所において指定短時間型デイサービスを受けている間は、指定1日型デイサービス事業所が指定1日型デイサービスを行った場合に、1日型デイサービス費は算定しない。

注6 指定1日型デイサービス事業所と同一建物に居住する者又は指定1日型デイサービス事業所と同一建物から当該指定1日型デイサービス事業所に通う者に対し、指定1日型デイサービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- (一) 1日型デイサービス費(I)を算定している場合 376単位
- (二) 1日型デイサービス費(II)を算定している場合 376単位
- (三) 1日型デイサービス費(III)を算定している場合 752単位

注7 利用者に対して、その居宅と指定1日型デイサービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（ただし、1月につき次の単位を限度とする。）を

所定単位数から減算する。なお、注6を算定している場合は、この限りでない。

- (一) 1日型デイサービス費(Ⅰ)を算定している場合 376単位
- (二) 1日型デイサービス費(Ⅱ)を算定している場合 376単位
- (三) 1日型デイサービス費(Ⅲ)を算定している場合 752単位

注8 次に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- (一) 指定1日型デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、1日型デイサービス従業者に周知徹底を図ること。
- (二) 指定1日型デイサービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (三) 指定1日型デイサービス事業所において、1日型デイサービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (四) (一)から(三)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

注9 次に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、当該事業所が感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合は、令和7年3月31日までの間は、適用しない。

- (一) 感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- (二) 1日型デイサービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
- (三) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注及び短時間型デイサービス費のロにおいて「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (一) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を

有するはり師又はきゅう師を含む。)その他指定1日型デイサービス事業所の1日型デイサービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した1日型デイサービス計画(基準要綱第65条第2号に規定する1日型デイサービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

(二) 1日型デイサービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(三) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及びホ並びに短時間型デイサービス費のハにおいて「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(一) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(二) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注及び短時間型デイサービス費のハにおいて「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(三) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(四) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(五) 3イの注1ただし書に該当していないこと。

ニ 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位

(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

注1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び注2並びに

ホ及び短時間型デイサービス費のニにおいて「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(2)の加算を算定している場合においては、算定しない。

- (一) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (二) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (三) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (四) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (五) 3イの注1ただし書に該当していないこと。

注2 (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、口腔機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)の加算を算定している場合においては、算定しない。

- (一) 注1の(一)から(五)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (二) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ホ 一体的サービス提供加算 480単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定1日型デイサービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ハ又はニを算定している場合においては、算定しない。

- (一) 3ハの注、3ニの注1又は注2に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出て、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- (二) 利用者が指定1日型デイサービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、一月につき二回以上設けていること。

ヘ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算(I)

(一) 事業対象者・要支援1 88単位

- | | |
|---------------------|----------|
| (二) 要支援 2 | 1 7 6 単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | |
| (一) 事業対象者・要支援 1 | 7 2 単位 |
| (二) 要支援 2 | 1 4 4 単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | |
| (一) 事業対象者・要支援 1 | 2 4 単位 |
| (二) 要支援 2 | 4 8 単位 |

注 1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届けた指定 1 日型デイサービス事業所が、利用者に対し、指定 1 日型デイサービスを行った場合に、利用者の要支援状態の区分に応じ、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(2)又は(3)の加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 次のいずれかに適合すること。

(ア) 指定 1 日型デイサービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 1 0 0 分の 7 0 以上であること。

(イ) 指定 1 日型デイサービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 1 0 年以上の介護福祉士の占める割合が 1 0 0 分の 2 5 以上であること。

(二) 3 イの注 1 ただし書に該当していないこと。

注 2 (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届けた指定 1 日型デイサービス事業所が、利用者に対し、指定 1 日型デイサービスを行った場合に、利用者の要支援状態の区分に応じ、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(3)の加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 指定 1 日型デイサービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 1 0 0 分の 5 0 以上であること。

(二) 3 イの注 1 ただし書に該当していないこと。

注 3 (3)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届けた指定 1 日型デイサービス事業所が、利用者に対し、指定 1 日型デイサービスを行った場合に、利用者の要支援状態の区分に応じ、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(2)の加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 次のいずれかに適合すること。

(ア) 指定 1 日型デイサービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 1 0 0 分の 4 0 以上であること。

(イ) 指定 1 日型デイサービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 1 0 0 分の 3 0 以上であること。

(二) 3 イの注 1 ただし書に該当していないこと。

ト 生活機能向上連携加算

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) | 1 0 0 単位 |
|--------------------|----------|

(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)

200単位

注1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届けた指定1日型デイサービス事業所が、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(2)の加算を算定している場合においては、算定しない。

- (一) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この注、注2及び短時間型デイサービス費のトにおいて「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定1日型デイサービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注、注2及び短時間型デイサービス費のトにおいて「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (二) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (三) (一)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

注2 (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届けた指定1日型デイサービス事業所が、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合には、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)の加算を算定している場合においては、算定しない。

- (一) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定1日型デイサービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (二) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (三) (一)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

チ 介護職員等処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (15) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- (16) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (17) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (18) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

注 1トの注1から18までを準用する。この場合において、同注1(十)中「併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」とあるのは、「1日型デイサービス費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」と読み

替えるものとする。

リ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定1日型デイサービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (一) 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (二) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下短時間型デイサービス費のヌの注(二)において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (三) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (四) 3イの注1ただし書に該当していないこと。

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

注1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定1日型デイサービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、(2)を算定している場合においては、算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

- (一) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (二) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (三) 3イの注1ただし書に該当していないこと。
- (四) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。
- (イ) 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。
- (五) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

注2 (2)については、次に掲げるいずれの基準かに適合する指定1日型デイサービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合においては、算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(ア) 注1の(一)及び(三)に掲げる基準に適合すること。

(イ) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。

(ウ) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(ア) 注1の(二)及び(三)に掲げる基準に適合すること。

(イ) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）ではないこと。

(ウ) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した

日の属する月であること。

- (エ) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

ル 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定1日型デイサービス事業者が、利用者に対し指定1日型デイサービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (一) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (二) 必要に応じて1日型デイサービス計画を見直すなど、1日型デイサービスの提供に当たって、イに規定する情報その他1日型デイサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

4 短時間型デイサービス費(1月につき)

イ 短時間型デイサービス費

(1) 事業対象者・要支援1

- (一) 短時間型デイサービス費(I) 1, 551単位

(2) 要支援2

- (二) 短時間型デイサービス費(II) 1, 551単位

- (三) 短時間型デイサービス費(III) 3, 121単位

注1 基準要綱第69条に定める介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定短時間型デイサービス事業所(基準要綱第69条第1項に規定する指定短時間型デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、指定短時間型デイサービス(基準要綱第68条に規定する指定短時間型デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、指定短時間型デイサービスの月平均の利用者の数(指定短時間型デイサービス事業者が指定通所介護事業者等又は指定1日型デイサービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短時間型デイサービスの事業と指定通所介護等又は指定1日型デイサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定短時間型デイサービスの利用者の数及び指定通所介護等又は指定1日型デイサービスの利用者の数の合計数)が基準要綱第72条において準用する第56条第4号に規定する運営規程に定められている利用定員を超える場合又は介護職員の員数が基準要綱第69条1号に規定する員数に満たない場合は、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この要綱の例により算定する。

- (一) 短時間型デイサービス費(I) 介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定短時間型デイサービスが必要とされた者
- (二) 短時間型デイサービス費(II) 介護予防サービス計画において1週に1回程度

度の指定短時間型デイサービスが必要とされた者

(三) 短時間型デイサービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定短時間型デイサービスが必要とされた者

注2 指定短時間型デイサービス事業所の短時間型デイサービス従業者（基準要綱第69条第1項に規定する短時間型デイサービス従業者をいう。）が、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要綱第72条において準用する第56条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定短時間型デイサービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定短時間型デイサービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短時間型デイサービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、短時間型デイサービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定短時間型デイサービス事業所において指定短時間型デイサービスを受けている間は、当該指定短時間型デイサービス事業所以外の指定短時間型デイサービス事業所が指定短時間型デイサービスを行った場合に、短時間型デイサービス費は、算定しない。また、利用者が指定1日型デイサービス事業所において指定1日型デイサービスを受けている間は、指定短時間型デイサービス事業所が指定短時間型デイサービスを行った場合に、短時間型デイサービス費は算定しない。

注6 指定短時間型デイサービス事業所と同一建物に居住する者又は指定短時間型デイサービス事業所と同一建物から当該指定短時間型デイサービス事業所に通う者に対し、指定短時間型デイサービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (一) 短時間型デイサービス費(Ⅰ)を算定している場合 | 376単位 |
| (二) 短時間型デイサービス費(Ⅱ)を算定している場合 | 376単位 |
| (三) 短時間型デイサービス費(Ⅲ)を算定している場合 | 752単位 |

注7 利用者に対して、その居宅と指定短時間型デイサービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（ただし、1月につき次の単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。なお、注6を算定している場合は、この限りでない。

- (一) 短時間型デイサービス費(Ⅰ)を算定している場合 376単位
- (二) 短時間型デイサービス費(Ⅱ)を算定している場合 376単位
- (三) 短時間型デイサービス費(Ⅲ)を算定している場合 752単位

注8 次に掲げる基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- (一) 指定短時間型デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、短時間型デイサービス従業者に周知徹底を図ること。
- (二) 指定短時間型デイサービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (三) 指定短時間型デイサービス事業所において、短時間型デイサービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (四) (一)から(三)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

注9 次に掲げる基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、当該事業所が感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合は、令和7年3月31日までの間は、適用しない。

- (一) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短時間型デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- (二) 短時間型デイサービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。
- (三) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、生活機能向上グループ活動サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- (一) 生活相談員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員

を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他指定短時間型デイサービス事業所の短時間型デイサービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した短時間型デイサービス計画(基準要綱第73条において準用する第65条第2号に規定する短時間型デイサービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

(二) 短時間型デイサービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(三) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(一) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(二) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

(三) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

(四) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

(五) 4イの注1ただし書に該当していないこと。

ニ 口腔機能向上加算

(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位

(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

注1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、口腔機能向上サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(2)の加算を算定している場合においては、算定しない。

(一) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

(二) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

- (三) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (四) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (五) ４イの注１ただし書に該当していないこと。

注２ (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、口腔機能向上サービスを行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)の加算を算定している場合においては、算定しない。

- (一) 注１の(一)から(五)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (二) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ホ 一体的サービス提供加算 ４８０単位

注 ３ホの注を準用する。この場合において、３ホの注(一)中「３ハの注、３ニの注１又は注２」とあるのは、「４ハの注、４ニの注１又は注２」と読み替えるものとする。

ヘ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

- (一) 事業対象者・要支援１ ８８単位
- (二) 要支援２ １７６単位

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

- (一) 事業対象者・要支援１ ７２単位
- (二) 要支援２ １４４単位

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

- (一) 事業対象者・要支援１ ２４単位
- (二) 要支援２ ４８単位

注 ３ヘの注１から注３を準用する。この場合において、注１(二)、注２(二)及び注３(二)中「３イの注１ただし書」とあるのは、「４イの注１ただし書」と読み替えるものとする。

ト 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) １００単位
- (2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) ２００単位

注１ (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け

出た指定短時間型デイサービス事業所が、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(2)の加算を算定している場合においては、算定しない。

- (一) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、当該指定短時間型デイサービス事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (二) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (三) (一)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

注 2 (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定短時間型デイサービス事業所が、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合には、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)の加算を算定している場合においては、算定しない。

- (一) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短時間型デイサービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (二) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (三) (一)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を 3 月ごとに 1 回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

チ 介護職員等処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 9 2 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の 1 0 0 0 分の 9 0 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定

した単位数の1000分の80に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

(5)) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

(17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(18) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(19) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからホまで及びト並びにヌからルまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

注 1トの注1から18までを準用する。この場合において、同注1(十)中「併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」とあるのは、「短時間型デイサービス費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」と読み替えるものとする。

リ 栄養アセスメント加算

50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定短時間型デイサービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (一) 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (二) 利用者ごとに、管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (三) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (四) 4イの注1ただし書に該当していないこと。

ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

注1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定短時間型デイサービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、(2)を算定している場合においては、算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- (一) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (二) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (三) 4イの注1ただし書に該当していないこと。
- (四) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。
 - (イ) 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に

係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

注2 (2)については、次に掲げるいずれの基準かに適合する指定短時間型デイサービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合については、算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(一) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(ア) 注1の(一)及び(三)に掲げる基準に適合すること。

(イ) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(ウ) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(二) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(ア) 注1の(二)及び(三)に掲げる基準に適合すること。

(イ) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(ウ) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

ル 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定短時間型デイサービス事業者が、利用者に対し指定短時間型デイサービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(一) 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(二) 必要に応じて短時間型デイサービス計画を見直すなど、短時間型デイサービスの提供に当たって、(一)に規定する情報その他短時間型デイサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。